



手続き・申請

児童扶養手当を「ご存知ですか？」

問 伊奈庁舎こども課 (内線4204)

母子・父子家庭の方へ

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を育てている家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。この手当は申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

■支給要件(受給者資格)

- ① 次の①～⑨のいずれかに当てはまる「児童」を保護者として養育している母、「児童」を保護者として養育しており、かつ、生計を同じくする父、両親にかわってその児童を養育する方が手当を受けることができます。
- ② 父が離婚した児童
- ③ 父または母が死亡した児童
- ④ 父または母が重度の障がいのある児童
- ⑤ 父または母に一年以上連絡がない児童
- ⑥ 父または母が一年以上拘禁されている児童

れている児童

- ⑦ 母が婚姻せずに生まれた児童
- ⑧ 母が児童を妊娠した当時の事情が不明である児童
- ⑨ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

●児童とは

0歳から18歳に達した日以降、最初の3月31日(18歳の年度末)までの方をいいます。

ただし、心身におおむね中度以上の障がいがある場合は、20

■手当の額(令和2年度)

子どもが1人の場合	全部支給	43,160円
	一部支給※	43,150円～10,180円
子どもが2人目の加算額	全部支給	10,190円
	一部支給※	10,180円～5,100円
子どもが3人目以降の加算額(1人につき)	全部支給	6,110円
	一部支給※	6,100円～3,060円

※一部支給額は所得に応じて決定します。

歳未満までとなります。受給者・児童ともに国籍は問いません。

また、配偶者(婚姻の届出をせずに事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)と生計同一であるときや、日本国内に住所がないときには支給されません。

受給者が公的年金を受給している場合で、年金額が児童扶養手当額より少ないとき、その差額の児童扶養手当を受給できます。

■手当の支給

児童扶養手当の金額は、受給資格者本人と、受給資格者と生計同一の扶養義務者(親族)の所得金額に応じて、手当の全部が支給される場合と手当の一部のみが支給される場合があります。所得額により、全部が支給停止となる場合もあります。詳細についてはこども課までお問い合わせください。

■手当の支払い

手当は、認定請求した月の翌月分から支給され、年6回(奇数月)に分けて支払月の前月分までの手当が支払われます。(支払日については、支払月の11日となります。支払日が、土、日、または休日のときは、繰り上げ

て支給されます。

■現況届は毎年8月に

手当を引き続き受けるためには、毎年8月に現況届の提出が必要です。受給資格者の方で、まだ現況届の手続きがお済みでない方は、至急手続きを行ってください。

■障害基礎年金などを受給されている方へ

これまで、障害基礎年金等を受給されている方は、障害基礎年金額が児童扶養手当額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでした。

令和3年3月以降は、児童扶養手当の額が障害年金の「子の加算部分」の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

すでに児童扶養手当受給者として認定を受けている方は、申請は不要です。それ以外の方は、こども課への申請が必要です。6月30日(水)までに申請すると、令和3年3月分の手当から受給できます。

※障害年金等とは…障害基礎年金(国民年金)、障害補償年金(労働者災害補償保険)など。



集 消防団は皆さんの若い方から求めています

募 問 伊奈庁舎防災課 (内線2506)

消防団員は、普段自分の仕事を持ちながら、災害発生時は「自分たちのまちは自分たちで守る」という使命感のもと、地域の防災リーダーとして活動しており、地域にはなくてはならない存在です。

みなさんも地域のために消防団員として活動してみませんか。

友人・知人と一緒に入団することもできます。みなさんの入団をぜひ、お待ちしております。

■入団資格

市内に在住または通勤・通学されている18歳以上の健康な方なら、男女問わず入団できます。



放水の実演をする消防団員